

キングサーモンプロジェクト
「海外都市課題解決コース」
公募要領

令和8年5月
東京都

▼改訂履歴

版数	発行日	改定箇所	改定内容
第1版	令和8年5月11日		初版発行

目次

1.	事業概要	4
(1)	背景・目的	4
(2)	事業実施内容	4
(3)	実施スキーム	5
2.	実証の内容	5
(1)	実証の課題テーマとフィールド	6
(2)	実証のスケジュール	6
(3)	実証の費用	9
(4)	実証における安全面での配慮	10
(5)	実証に係る役割分担の考え方	11
3.	応募資格	11
4.	応募方法	12
(1)	提出書類	12
(2)	提出期間	13
(3)	提出方法	13
5.	採択企業の選定	13
(1)	選定スケジュール	13
(2)	評価観点	14
6.	情報の取扱について	14
7.	留意事項	15
8.	問い合わせ	15

1. 事業概要

(1) 背景・目的

第四次産業革命といわれる世界的なイノベーションの競争が激化する中、先端的なプロダクトやサービスを生み出すスタートアップの存在が重要視されています。

海外では、いわゆる「ユニコーン企業」と呼ばれるスタートアップが多く輩出されていますが、残念ながら日本発のユニコーン企業は多くなく、今後イノベーションの担い手となるスタートアップが日本から続々と輩出されることが求められています。

また、東京都は「Global Innovation with STARTUPS」の5年で10倍という野心的な目標「10×10×10のイノベーションビジョン」の達成に向け、これまでの戦略が導いてきた流れを確かなものとし、その取組を加速する「Global Innovation Strategy 2.0 STARTUP & SCALEUP」を取りまとめました。本戦略も踏まえ、優れたスタートアップの「スケールアップ」を支援するため、スタートアップの都政現場や海外都市等との協働を通じた社会課題解決のほか、その海外展開を力強く後押ししています。

こうした状況を背景として、東京都と同じ社会課題を抱える海外都市を対象に、都内スタートアップの持つ先端事業（イノベーション）により課題解決を図るプロジェクト、キングサーモンプロジェクト「海外都市課題解決コース」（以下、「本事業」という。）を設置し、海外諸都市とスタートアップのマッチングから課題解決の実証まで、伴走型の支援を行います。これにより「起業→拡大→イグジット（株式公開等による利益回収）→次の起業（又は支援）」という「起業のサイクル」の確立により、先端事業による東京の成長と社会的課題の解決を目指します。

なお、東京都は本事業の運営を事業プロモーターとしてデロイト トーマツ ベンチャーサポート株式会社に委託しています。

(2) 事業実施内容

本事業は、次の4つの内容（海外都市への渡航及びピッチの実施、実証の実施、海外都市における事業推進や成長促進、効果検証・成果発信）で構成されています。

① 海外都市への渡航及びピッチの実施

本事業を実施する企業（以下、「採択企業」という。）を選定する過程において、海外都市が実施する書類審査を通過した企業（以下、「一次審査通過企業」という。）は、1週間程度海外都市を訪問し、海外都市課題の解像度を高め、海外都市に対して実証プランを提案するピッチ（以下、「海外都市ピッチ」という。）を実施します。海外都市ピッチには事業プロモーターが同行し、海外都市とのコーディネートを支援します。

② 実証の実施

採択企業は、海外都市が抱える社会課題の解決に資するプロダクト・サービスを用いた実証を実施します。実証は、2か月の準備期間と3か月の実施期間とし、計5か月をプロジェクト期間とする予定です。この期間において、必要に応じて、事業プロモーターが採択企業の海外渡航に同行します。

③ 海外都市における事業推進や成長促進

グローバル・スケールアップを見据えた海外都市における事業推進や成長促進を目的として、事業プロモーターの協力のもと、現地ベンチャーキャピタルや現地法人、現地研究機関への取次や面談機会の設定等のマッチングを実施します。また、海外都市への事業展開に係る方策を検討いただきます。

④ 効果検証・成果発信

実証の効果検証を行い、本事業に係る成果を事業プロモーターに報告いただきます。また、事業プロモーターが、本事業の成果やスタートアップの成長に資する内容等の発信を実施いたしますので、採択企業にも当該成果発信にご協力いただきます。

(3) 実施スキーム

本事業における採択企業は、事業プロモーターの支援のもと、海外都市が抱える社会課題の解決に資するプロダクト・サービスを用いた実証を実施します。



実施スキームは以下のとおりです。

2. 実証の内容

(1) 実証の課題テーマとフィールド

本事業は下記の2つの海外都市及び課題テーマで実施します。

① モートンベイ市（オーストラリア連邦）

課題テーマ：災害予測・対策、インフラ設備維持管理

② ローマ市（イタリア共和国）

課題テーマ：持続可能な公共交通ネットワークの構築、循環型ごみ処理・廃棄物インフラの整備

※海外都市課題解説については順次 HP にて掲載する予定です。

(2) 実証のスケジュール

本事業は以下のスケジュールにて実施予定です。

令和8年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
←		→		←		←		←		★	→	★
	公募 期間	スクリーニング		海外都市 ピッチ		実証準備		実証		成果報告 (中間)	成果 とりまとめ	成果報告 (最終)

① スクリーニング通過企業の海外都市渡航

一次審査通過企業は、以下の期間に海外都市に滞在し、海外都市ピッチを実施します。

- ・ モートンベイ市：令和8年8月3日（月）～8月7日（金）（予定）
- ・ ローマ市：令和8年7月13日（月）～7月17日（金）（予定）

※いずれも現地時間

詳細は、以下のキングサーモンプロジェクト HP をご確認ください。

キングサーモンプロジェクト HP

URL : <https://kingsalmon.metro.tokyo.lg.jp/overseas08/>

また海外都市への渡航時には、ピッチに向けた提案書のブラッシュアップ支援や、実証フィールドへの訪問、想定顧客・ビジネスパートナーとの個別面談、現地ベンチャーキャピタル・イノベーション施設への訪問等を通して、スタートアップの海外都市における事業推進や成長促進を支援します。

スケジュール（例）は以下のとおりです



※海外都市への渡航スケジュールは変更される可能性があります

※海外都市渡航に参加できない場合、不採択となりますのでご了承ください

海外都市ピッチに係る海外渡航費用（海外旅費・海外宿泊費・保険料）は、東京都が負担します。ただし、天候、災害、紛争等の不可抗力を除き、参加者の自己都合による不参加の場合は、不参加にかかるキャンセル料を、原則応募者に負担頂きます。詳細は以下のとおりです。

i) 海外旅費

- (ア) 航空運賃については、エコノミークラスの料金を上限とし、東京国際空港又は成田国際空港と現地との往復に要する航空運賃、空港利用料等の金額を上限とします。また、海外渡航期間中に複数地域を訪問する場合は、当該地域間の航空運賃等も経費として含めるものとします。
- (イ) (ア)にかかわらず、一次審査通過企業の社員が海外渡航期間の前に海外他都市に滞在している場合は、(ア)の金額又は当該海外他都市から現地までの航空運賃等の金額のうち低額のものを経費として含めるものとします。
- (ウ) (ア)にかかわらず、一次審査通過企業の社員が海外渡航期間終了後に海外他都市に移動する場合は、復路の航空運賃等について経費としてみなさないものとします。

ii) 海外宿泊費

- (ア) 海外宿泊費は、次の表の額を1日当たりの上限とします。

海外都市	海外宿泊費
モートンベイ市（オーストラリア）	26,000 円 ※ブリスベン宿泊の場合は 28,000 円
ローマ市（イタリア）	30,000 円

(イ)海外宿泊施設は一次審査通過企業の社員一人につき一部屋を用意するものとします。

(ウ)以下に記載する日程の前後泊を含む日程を支給対象とします。

- ・モートンベイ市：令和8年8月3日（月）～8月7日（金）（予定）
- ・ローマ市：令和8年7月13日（月）～7月16日（木）（予定）

※いずれも現地時間

詳細は、以下のキングサーモンプロジェクト HP をご確認ください。

キングサーモンプロジェクト HP

URL：<https://kingsalmon.metro.tokyo.lg.jp/overseas08/>

iii)保険料

海外渡航に際しては、海外旅行傷害保険に加入し、かかる費用を海外渡航費用の中で賄うこととします。ただし、加入する保険の補償範囲や補償金額等については採択企業の判断とします。なお、従前から契約・加入している海外旅行傷害保険がある場合は、加入証明書の提出をもって加入を免除することとします。

iv)海外旅費、海外宿泊費、保険料の上限

i)からiii)の費用の合計は、次の表の額を上限とします。

海外都市	上限額
モートンベイ市（オーストラリア）	878,000 円
ローマ市（イタリア）	1,205,000 円

② 実証の準備期間

実証の実施に向け、実証フィールドの決定やステークホルダーとの調整、サービス・プロダクトの開発等を行う準備期間を設けております。海外都市の準備受け入れ期間として令和8年9月から10月の2か月間を設定しており、期間内に実証準備を実施いただきます。

③ 実証の実施期間

令和8年11月から令和9年1月の3か月間を実証実施期間として設定しております。実証に際する採択企業の現地滞在日数は、②の準備期間と③の実証実施期間を含め合計2か月程度（連続ではなく断続的な滞在）を想定しております。なお、最終的な実証の期間は令和8年9月以降の海外都市現場との協議を経て、決定します。

④ 成果とりまとめ・成果発表

本事業における成果のとりまとめは令和9年2月に、成果発表は令和9年3月に予定しております。

(3) 実証の費用

本事業の実施費用は以下のとおりです。

- ・ 海外都市における実証に要する経費は、総額10,000,000円(※)を上限に東京都が負担します。
- ・ 費用負担項目の一例は、実証に必要な機材の現地までの運搬費、現地での資材調達費、人件費等です。
- ・ 応募者が連携企業とコンソーシアム形式を組んで実証を実施する場合には、連携企業に対するサービス購入費用や外注費用等の費用は応募者の本実証費用に含めることが可能です。
- ・ 新規のPRODUCT・SERVICEそのものの製作・開発等に関する費用は、応募者側の負担となります。実証費用の詳細の支払方法については採択企業と別途協議の上、決定します。

※実証の規模によってスタートアップへの支援金額を調整する可能性があります

また、プロジェクト期間中の海外渡航費用(海外旅費・海外宿泊費・保険料)は、上記実証の費用とは別に、東京都が負担します。

詳細は以下のとおりです。

① 海外旅費

- i) 航空運賃については、エコノミークラスの料金を上限とし、東京国際空港又は成田国際空港と現地との往復に要する航空運賃、空港利用料等の金額を上限とします。また、海外渡航期間中に複数地域を訪問する場合は、当該地域間の航空運賃等も経費として含めるものとします。
- ii) i)にかかわらず、採択企業の社員が海外渡航期間の前に海外他都市に滞在している場合は、i)の金額又は当該海外他都市から現地までの航空運賃等の金額のうち低額のものを経費として含めるものとします。
- iii) i)にかかわらず、採択企業の社員が海外渡航期間終了後に海外他都市に移動する場合は、復路の航空運賃等について経費としてみなさないものとします。

② 海外宿泊費

- i) 海外宿泊費は、次の表の額を1日当たりの上限とします。

海外都市	海外宿泊費
モートンベイ市（オーストラリア）	26,000 円 ※ブリスベン宿泊の場合は 28,000 円
ローマ市（イタリア）	30,000 円

ii) 海外宿泊施設は採択企業の社員 1 人につき 1 部屋を用意するものとします。

※海外渡航費用は、支援金額に調整が入る可能性があります。

③ 保険料

海外渡航に際しては、海外旅行傷害保険に加入し、かかる費用を海外渡航費用の中で賄うこととします。ただし、加入する保険の補償範囲や補償金額等については採択企業の判断とします。なお、従前から契約・加入している海外旅行傷害保険がある場合は、加入証明書の提出をもって加入を免除することとします。

④ 海外旅費、海外宿泊費、保険料の上限

①から③の費用の合計は、次の表の額を上限とします。

海外都市	上限額
モートンベイ市（オーストラリア）	4,389,000 円
ローマ市（イタリア）	6,021,000 円

(4) 実証における安全面での配慮

機器等は、安全が十分に検証され、保障されたものを使用することを前提とした上で、実証で使用するにあたっては、安全面への配慮について、次に掲げる全ての事項を遵守すること。

① 実証開始前及び実証中に、安全対策について実証フィールドとなる施設等に説明をする場を設け、安全策を丁寧に説明するとともに、実証フィールドでの立ち会いや関係者からの問い合わせがあった場合には、迅速に対応してください。

また、より一層の安全対策を提示することが可能となった場合には、実証フィールドにおいて提示し判断を求めるなど、常に安全性の向上に努めること。（各実証フィールド内における円滑な業務運営に支障をきたす場合には、事業を停止又は中止する可能性があります。）

② その他、実証の安全な実施のために調整が必要な事項が生じた場合又は要領に定めのない事項については、実施フィールドとなる海外都市行政現場及び関係部局等と協議の上定めることとします。

(5) 実証に係る役割分担の考え方

実証に係る役割分担の考え方は以下のとおりです。

段階	事業プロモーター	採択企業	海外都市
公募 選定	<ul style="list-style-type: none">・ 応募企業の公募	<ul style="list-style-type: none">・ 応募資料の作成及び提出	<ul style="list-style-type: none">・ 提出書類を通じた、海外都市へ渡航する企業のスクリーニング・ 現地でのピッチを通じた、採択企業の選定
実証 準備	<ul style="list-style-type: none">・ 実証の実施支援	<ul style="list-style-type: none">・ 実証に必要なプロダクト・サービス及びデータ等の準備・ 必要な安全対策の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 実証の実施支援
実証 実施	<ul style="list-style-type: none">・ 必要に応じた実証の実施支援・ 採択企業の海外渡航支援	<ul style="list-style-type: none">・ 実証の実施・ 実証の検証に必要なデータ収集・ 必要に応じたインタビュー・撮影等への協力	<ul style="list-style-type: none">・ 必要に応じた実証の実施支援
検証	<ul style="list-style-type: none">・ 実証の検証結果に対する意見照会・ 実証の検証結果の取りまとめ	<ul style="list-style-type: none">・ 実証の検証の実施・ 実証の検証に係るデータ提供・ 実証の検証結果等に対する意見交換	<ul style="list-style-type: none">・ 実証の検証結果等に対する意見交換

3. 応募資格

応募者（応募主体者）は次に掲げるすべての事項を満たすスタートアップであることとします。なお、資格審査は事業プロモーター及び東京都にて実施いたします。

- (1) 原則東京都内において事業展開を行っていること、又は行おうとしていること。
- (2) 法人登記済みであること。
- (3) 応募時点で株式市場において未上場であること。
- (4) 既に売上計上しているプロダクト・サービスを有する企業であること。
- (5) 海外での実証の実施能力を有しており、かつ、事業継続するにあたって財務基盤の安全性が確保されていること。
- (6) 本事業で実施する実証については、国や他自治体からの委託や助成を受けておらず、令和9年3月31日までの間は受けない予定であること。
- (7) 過去にキングサーモンプロジェクト(他のコース含む)で採択されたことがないこと
- (8) 地方自治法施行令(昭和26年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条及び第30条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (10) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (11) 反社会的勢力またはそれに関わるものとの関与がないこと。
- (12) 応募主体者が連携企業とコンソーシアムを組んで実証を実施する場合には、連携企業が上記の(6)から(11)のいずれにも該当しないこと。

4. 応募方法

本事業への応募を希望される場合は、次項以下に定めるところにより、応募申請書等の提出をしていただきます。

(1) 提出書類

※英語でご提出いただく資料もございますので、ご注意ください。

- ・ 応募申請書(必須)(英語)

※特設サイト(URL: <https://kingsalmon.metro.tokyo.lg.jp/overseas08/>) からダウンロードしてください。

※PowerPointにて計20枚以内での提出をお願いいたします。

※複数の実証に応募する場合には、応募する実証ごとに応募申請書を準備の上、提出してください。

- ・ 宣誓書(必須)(日本語)

※特設サイト(URL: <https://kingsalmon.metro.tokyo.lg.jp/overseas08/>) からダウ

ンロードしてください。

- ・ 発効後3か月以内の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の類(写)(必須)(日本語)
※取得に時間を要し、応募申請書と同時の提出が難しい場合は、事業プロモーターまで連絡をお願いいたします。
- ・ 直近の決算資料(B/S、P/L、CF計算書)(税務署に提出した決算報告書一式)(必須)
※東京都への入札資格を有している場合には、ご提出の必要はございません。
※取得に時間を要し、応募申請書と同時の提出が難しい場合は、事業プロモーターまで連絡をお願いいたします。
- ・ 補足資料(任意)(英語)
※応募申請書を補足する内容を示す資料(パンフレット等)の提出が可能です。

(2) 提出期間

令和8年5月11日(月)から5月29日(金) 23:59 まで

(3) 提出方法

電子メールでの提出をお願いします。お持ち込み、郵送は受け付けません。

電子メールで資料をお送りいただく際には、添付ファイルを10MB以内に収めてください。

提出先メールアドレス:kingsalmon_overseas_challenges@tohmatsumatsumu.co.jp

提出先:事業プロモーター(デロイト トーマツ ベンチャーサポート株式会社)

件名:【キングサーモンプロジェクト】貴社名

(例)【キングサーモンプロジェクト】〇〇株式会社

5. 採択企業の選定

(1) 選定スケジュール

選定に係るスケジュールは以下のとおりです。

なお、スケジュールについては変更になる可能性があります。

海外都市によるスクリーニング	令和8年6月上旬(予定)
書類審査結果通知	令和8年6月中旬(予定)
深掘ヒアリング	令和8年6月中旬～7月中(予定)
海外都市渡航時のピッチ審査	ローマ市:令和8年7月13日(月)～7月16日(木) (予定) モートンベイ市:令和8年8月3日(月)～8月7日(金)

	(予定) ※いずれも現地時間
結果通知	令和8年9月上旬(予定)

- ・ 提出書類いただいた書類を、海外都市が審査します。一次審査通過企業は、各都市5社の予定です。応募締め切り後2～3週間程度で、応募者全員に対し事業プロモーターから結果を通知します。
- ・ 深掘ヒアリングについて、一次審査通過企業にヒアリングを実施し、実証(案)を作成し、海外都市ピッチにおけるヒアリングを最大限有効化する支援をいたします。
- ・ 海外都市ピッチにおいては、海外都市に実際に渡航し、海外都市に向けたピッチを実施いただきます。海外都市には約1週間滞在し、海外都市現場等へヒアリングなどを通じて、課題の解像度を高め、実証(案)及びピッチ内容をブラッシュアップします。海外都市が審査し、帰国後に事業プロモーターから結果の通知を行います。

(2) 評価観点

採択企業の選定にあたっては、以下の評価観点に基づき、海外都市が総合的に評価を行います。ただし、応募資格を満たさないと見なされた場合には、失格とします。

	評価観点
都市課題解決への寄与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外都市の解決に資するソリューション及び事業内容を展開しているか ・ サービス・プロダクトに独自性、競合優位性があるか ・ 海外都市課題を特定しているか
実証遂行の実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体制、場所、提供価値等の実証要件が明確かつ、データ提供、土地提供等の海外都市への期待役割が明確か ・ 実証計画においては対応項目と、想定対応時期が具体的、かつ明確か ・ 海外での実証を含む事業実績があるか
実証後の海外展開・持続的な発展	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業について、海外都市並びにグローバル市場において市場が存在し、将来の展開・拡大が見込めるか ・ 海外でのビジネス展開に際し、十分な語学力、ビジネス開発能力、技術開発能力を持つメンバーを有しているか ・ 数年後までの海外展開における具体的な事業計画があり、必要な対応事項が整理・優先付けされているか ・ ビジネスモデルが確立されているか
熱意・意欲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該企業の海外展開における本実証の位置づけが明確で、海外都市の課題との整合性があるか。 ・ 海外都市への事業展開を行う目的は明確かつ合理性があるか

※「評価項目・評価観点」は一例であり、海外都市がそれぞれの基準に基づいて審査を行います。応募申請書作成の目安としてご参照ください。

6. 情報の取扱いについて

本事業に基づき海外都市または付随する実証現場から貸与を受けた電子データについては、貸与データを含む構築内容を海外都市または付随する実証現場において令和9年度に継続活用することが見込まれない場合においては、本事業終了後に破棄するものとします。また、貸与データを本事業実施以外の目的で使用することは禁止します。

海外都市が権利を有する提供データや情報及び、実証の実施に係る成果物は海外都市及び東京都の承諾を得ずに第三者に提供することを禁止します。

7. 留意事項

応募者は以下の点に留意の上、応募することとします。

- ・ 海外都市ピッチや実証期間、成果報告等において、東京都或いは事業プロモーターが本事業の情報発信を目的に、一次審査通過企業や採択企業の写真の撮影や取材を予定しており、写真撮影や取材に協力すること。また写真や取材内容の本事業ホームページ等における公開を了承すること。
- ・ 採択後における、採択企業の事由による本事業への参加辞退は原則として出来ないこと。
- ・ 過去にキングサーモンプロジェクトに採択された企業においても応募可能であること。
- ・ 実証の実施にあたっては関係法令等を遵守すること。
- ・ 実証中に使用したプロダクト・サービスによる事故や苦情が発生し、それがプロダクト・サービスに瑕疵によるものと見なされる場合には、採択企業が一切の責任を負うものとし、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、採択企業はその費用を負担すること。損害は、利用者等の怪我や実証フィールドの設備等を損傷するなどの有形のものに限らず、実証に伴い設置する機器等が原因となる通信障害や、機器等の誤作動によるものも含むこととする。
- ・ 本事業の趣旨に基づき、海外都市における事業推進や成長促進に向け、東京都が行う現地ベンチャーキャピタルや現地法人、現地研究機関とのマッチング支援や海外都市への事業展開に係る方策の検討支援の実施に協力すること。
- ・ 実証結果を検証するにあたり、実証後の調査（アンケートやインタビュー）に協力すること。また、実証で得られた情報や個人情報を除いたデータ等を必要に応じて提供すること。なお、実証結果やデータ等は、東京都の許可なく第三者への開示、第三者機関への転載、掲載はしないこと。
- ・ 本事業を広く PR するため、実証期間中の映像撮影や、当該映像等の公表、事業ロゴ・SNS の活用を通じた本事業の取組に係る情報発信に協力すること。

8. 問い合わせ

本事業、公募要領、提出書類等に関して質問がある場合、メールにて以下問い合わせ先のメールアドレスにお送りください。

尚、令和8年9月以降に、採択企業、海外都市現場の担当部局、本事業担当部局等との協議を経て、実証の対象者、実施場所、実施体制・役割分担、スケジュール等の実証の詳細を決めていく事を想定していますので、実証に係るそれらの詳細に関する問い合わせについてはご回答しかねる旨、ご理解いただきますよう、お願いいたします。同様に、個別評価の詳細につきましては、ご回答いたしかねる旨ご了承ください。

また、本事業の詳細等に関して、実証のフィールドとなり得る海外都市現場への直接の問い合わせは固くお断りさせていただきます。ご連絡された場合には、該当企業及びコンソーシアムは応募資格をはく奪いたします。

<問い合わせ先>

問い合わせ先：事業プロモーター（デロイト トーマツ ベンチャーサポート株式会社）

問い合わせ先メールアドレス：kingsalmon_overseas_challenges@tohmatsumo.co.jp

件名：【キングサーモンプロジェクトに関わる問い合わせ】 貴社名

（例）【キングサーモンプロジェクトに関わる問い合わせ】 ○○株式会社

問い合わせ内容を検討・確認の上、原則、キングサーモン HP にて回答を随時掲載させていただきます。詳細は、以下のキングサーモンプロジェクト HP をご確認ください。

キングサーモンプロジェクト HP

URL：<https://kingsalmon.metro.tokyo.lg.jp/overseas08/>